

## インフルエンザの場合の登園について

インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

発症した後5日間を経過し、かつ、乳幼児の場合は解熱した後3日を経過するまで

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

インフルエンザについては、これまで登園許可証明書を医療機関より記入して  
 いただいておりますが、当面の間は登園許可証明書の記入を医療機関へ求めない  
 ようお願いいたします。

(診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。)

当面の間、医師の診断後、出席停止期間終了後に登園する際は、以下の  
 療養解除届(インフルエンザ用)を保護者が記入し、幼稚園へ提出してください。

### 療養解除届 (インフルエンザ用)

※保護者が記入してください

藤井寺カトリック幼稚園      クラス

園児氏名

インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日  
 を経過し、かつ解熱した後3日を経過しましたので      年    月    日より登園  
 いたします。

診断を受けた医療機関

発症日:            月            日  
 解熱した日:        月            日  
 登園日:            月            日

(例)12/8から登園可能

	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目			
発症							
			0日目	1日目	2日目	3日目	
			解熱				

年      月      日

保護者氏名